

## 綾瀬市敬老事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の規定の趣旨に則り、自治会等で実施する敬老事業（以下「敬老事業」という。）に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助額)

第2条 補助対象は、敬老事業の実施に要する経費とし、自治会に対して補助する。ただし、介護老人福祉施設が当該施設の入所者を対象として実施する敬老事業については、当該施設に対して補助することができる。この場合において、当該施設を運営する社会福祉法人が市内で運営する有料老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「有料老人ホーム等」という。）の入所者又は入居者を対象として当該施設と合同で敬老事業を実施するときは、有料老人ホーム等分を含めて補助することができる。

2 補助する額は、申請年度4月1日現在の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に登録されている者で、当該年度の9月15日に年齢が80歳以上となるものに対し第1号に掲げる額を乗じて得た額及び敬老事業協力者に対し第2号に掲げる額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、補助金の額が予算で定める額を超えるときは、予算の範囲内の額とする。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 敬老会実施事業       | 1人1年度1,600円 |
| (2) 前2号に掲げる事業の協力者 | 1人1年度 800円  |

3 前項の補助金について、市長が必要と認めるときは、事前に交付することができる。この場合において、規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は、敬老事業を実施しようとする日の2月前までとする。

### (決定通知)

第3条 規則第7条の規定による通知は、敬老事業補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

### (申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認申請)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、敬老事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)により申請するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、当該事業終了後30日以内とする。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市敬老事業補助金交付要綱の規定は、平成12年9月1日以後に実施する事業から適用し、同日前までに実施した事業については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

敬老事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付申請のありました綾瀬市敬老事業補助金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付申請額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。

第2号様式（第5条関係）

敬老事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市敬老事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類